

報告第 2 号

専決処分の報告について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 3 年 6 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

自動車事故に係る損害賠償の額の決定について

町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 1 9 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和3年1月8日に発生した、町所有車両と一般車両との自動車事故に係る損害賠償について、賠償額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別 紙

1 相手方

(所有者) 八戸市在住者 (乙)

(運転者) 八戸市在住者 (乙) の配偶者

2 事故の概要

令和3年1月8日、午後3時15分頃、おいらせ町土取地内において、おいらせ町(甲)が業務委託している業者の運転する甲所有車両が、停車中の乙車両に接触し、バンパー等を破損させたもの。

3 損害賠償額

307,032円

内訳 車両損害に対する賠償の金額 307,032円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として307,032円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。